

【事業所向け留意事項】

○介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表の届出について

今回の報酬改定に伴う新たな加算等の追加や廃止について、事業所は「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」を保険者に提出する必要がある。届出が正しく行われず、または期日から遅れてしまう場合、事業所台帳に不備が生じたまま都道府県から国保連合会に提出されることや、提出が審査に間に合わないことから、事業所台帳不整備の結果、不当な請求の返戻等につながる恐れがある。このことから、事業所は保険者が定める期限までに確実に届出を提出するよう留意されたい。

1. 届出様式、届出項目の追加に関する留意点

新たに追加された届出様式、届出項目等について報酬の算定上必要となる届出を行うこと。なお、新たに追加された届出項目等の他に、既存の届出項目について算定要件が変更されたものについては、改めて届出を行うこと。（詳細は別紙のとおり）

2. 提出の期限等

4月及び6月の報酬算定に係る届出は、提出期限までに確実に保険者に提出すること。特に新規指定事業所においては、準備期間を考慮して早期に対応されたい。

なお、令和6年4月の届出を提出する際に令和6年6月以降分を併せて提出することとしても差し支えない。

○総合事業サービスコードの変更に伴う総合事業費請求について

令和6年4月及び6月改定等により、各保険者において介護予防・日常生活支援総合事業サービスコードが変更される場合があるため、令和6年4月サービス分及び令和6年6月サービス分の事業費請求にあたって、変更されたサービスコードに対応し請求を行うこと。

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年4月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A 2 : 訪問型サービス（独自） A 6 : 通所型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1 : 減算型」 「2 : 基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : 減算型」とみ なす。
2	A 2 : 訪問型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者 への提供）」 「1 : 非該当」 「2 : 該当」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : 非該当」とみ なす。
3	A 2 : 訪問型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者 への提供割合 90%以上）」 「1 : 非該当」 「2 : 該当」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : 非該当」とみ なす。
4	A 2 : 訪問型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「口腔連携強化加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : なし」とみな す。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
5	A 6 : 通所型サービス (独自)	「その他該当する体制等」欄の 「業務継続計画策定の有無」 「1 : 減算型」 「2 : 基準型」 を新設	新たな届出がない場合は「1 : 減算型」とみなす。
6	A 6 : 通所型サービス (独自)	「その他該当する体制等」欄の 「運動器機能向上体制」 を廃止	なし。
7	A 6 : 通所型サービス (独自)	「その他該当する体制等」欄の 「選択的サービス複数実施加算」 を 「一体的サービス提供加算」 に名称変更	(注) 要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
8	A 6 : 通所型サービス (独自)	「その他該当する体制等」欄の 「事業所評価加算〔申出〕の有無」 を廃止	なし。

「既存のサービス事業所の届出留意事項（令和6年6月）」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	A 2：訪問型サービス（独自） A 6：通所型サービス（独自）	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員処遇改善加算」 を 「介護職員等処遇改善加算」 に名称変更し 「1：なし」 「6：加算Ⅰ」 「5：加算Ⅱ」 「2：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「7：加算Ⅰ」 「8：加算Ⅱ」 「9：加算Ⅲ」 「A：加算Ⅳ」 「B：加算Ⅴ（1）」 「C：加算Ⅴ（2）」 「D：加算Ⅴ（3）」 「E：加算Ⅴ（4）」 「F：加算Ⅴ（5）」 「G：加算Ⅴ（6）」 「H：加算Ⅴ（7）」 「J：加算Ⅴ（8）」 「K：加算Ⅴ（9）」 「L：加算Ⅴ（10）」 「M：加算Ⅴ（11）」 「N：加算Ⅴ（12）」 「P：加算Ⅴ（13）」 「R：加算Ⅴ（14）」 に変更	既存届出内容がいずれの場合も新たな届出がない場合は「1：なし」とみなす。 （注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
2	A 2 : 訪問型サービス (独自) A 6 : 通所型サービス (独自)	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員等特定処遇改善加算」 「介護職員等ベースアップ等支援加算」 を廃止	なし。